樹木・自然合葬墓規定(契約約款)

(目的)

1. 本約款は宗教法人天明寺が管理する樹木・自然合葬墓（以下は「合葬墓」という）の使用及び管理に関して必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(合葬墓の使用)

第2条　使用者は、契約成立後第６条第7条第8条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有する。

　２　　使用者は、焼骨及び位牌、遺留品等の埋蔵その他合葬墓本来の使用目的以外の目的の為に使用してはならない。

３　　使用者は、天明寺の承諾を得ずに合葬墓を使用する権利を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

４　　使用者は、焼骨の埋葬許可書（火葬許可書）、及び改葬許可書を必ず、　　提出しなければならない。ただし、位牌遺留品等の埋蔵の場合はその限りではない。

(使用料)

第3条　使用者は天明寺が定める期日までに使用料を支払わなければならない。

２　　支払い方法についは天明寺指定口座への振込みとする。

３　　供養料として既に納めてあるものについてはその限りでない。

(合葬墓の管理)

第４条　お供え物等は参拝後、各自持ち帰ること。

　２　　合葬墓の環境整備、管理については天明寺がその責任を負う。

　３　　使用者は、他の使用者の迷惑にならないよう十分注意をして参拝しなければならない。

４　　合葬墓の故障や欠損などが生じた場合、天明寺がその責任を負う。

５　　合葬墓において起こる自然災害等の不可効力による事故、または盗難

等について、天明寺は責任を負わない。

　６　　合祀供養の契約後は焼骨の返却はなされないものとする

(管理料)

第５条　天明寺は使用者に対して毎年管理料を請求しないものとする。

　２　　天明寺は、物価の変動等により、当該時点において前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、またはその確実な見込みが生じたときは、管理料を請求し、改定することができる。

　３　　前項の場合においては改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者による契約の解除)

第6条　使用者は、書面をもっていつでも契約(使用権の放棄を含む。)を解除することができる。

　２　　前項の場合においては、いかなる場合であっても使用者は既に支払った使用料（供養料も含む）及び管理料の返還を請求することはできない。

　３　　第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の使用料及び、管理料を納付していないときは、使用者は当該年度の使用料及び、管理料を支払わなければならない。

第7条　天明寺は、使用者が使用料及び、管理料を所定の期日までに支払わなかったときは､書面をもって、契約を解除することができる。

　２　　前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、天明寺は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

　一　　規定の使用料及び、管理料を支払わなかった場合

　二　　第2条第3項に規定する使用目的に違反して合葬墓を使用した場合

　三　　第2条第3項の規定に違反して合葬墓を使用する権利を他人に譲渡し、又は使用させた場合

　四　　第4条第3項の規定に違反して、他の使用者に対し被害発生や迷惑防止等の作為・不作為があり、天明寺からの注意等によっても使用者の行為が改まらない場合。

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第8条　本契約は次に掲げる場合に終了するものとする。

　一　　第6条の届出があったとき

　二　　前、二条の規定により契約が解除されたとき

　２　　契約が終了したときは、使用者であったもの又はその祭祀承継者(次項及び第４項において｢元使用者等｣という。)は速やかに合葬墓に埋蔵された焼骨及び位牌の遺留品等を引き取るものとする。

　３　　元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後１年を経過した場合には、天明寺は法令の規定による改葬手続きを経て、埋蔵された焼骨を合祀することができる。位牌、遺留品等については返却せず、当寺の法儀に則り、お焚き上げ供養するものとする。

　４　　前項の場合においては、天明寺は実費を元使用者に請求することができる。

(使用者本人、もしくは使用者に祭祀承継がない場合の措置）

第9条　契約（代理人による委託契約も含む）成立後、使用者本人による場合、もしくは使用者に祭祀承継がない場合、天明寺は所定の手続きを経てその使用者本人の焼骨及び位牌等を引き取ることができる。

　２　　第3条により　契約成立後、遅滞なく使用料（供養料も含む）を納めなくてはならない。

　３　　祭祀承継があり、使用者本人の焼骨及び位牌遺留品等を引き取る場合は第6条により本契約は解除される。

(その他)

第10条　本規定(契約約款)の施行にあたっては、細部の事項を定めた合葬墓運営規則を別に定めるものとする。

　２　　 本規定(契約約款)に定めのない事項については、本規定の主旨を尊重して、使用者及び天明寺の双方で協議をして善処するものとする。

以上につき、使用者、天明寺双方合意の上、合葬墓使用規定(契約約款)を確認及び契約を締結したので、これを証するため本書２通を作成し、署名捺印のうえ、各自１通を保管する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹木・自然葬墓地　使用区画 | 区 |  | 合祀 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●合祀の場合は〇を付けること

天明寺 ・ A ・ H

１　合葬供養料　　　　　　　　　　　　　　　円

２　追加供養料　　　　　　　　　　　　　　　円

〔お振込み先〕　群馬銀行　総社支店（店番１１８）

普通口座　０３５５４１３

宛　　先　宗教法人天明寺

　令和　　　　年　　　　月　　　　日

故人の氏名

〇使用者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

●保証人　　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

※引っ越し等に伴う住所・連絡先の変更の際は、必ずお知らせ下さい。

※使用者もしくは保証人の死去に伴う変更は必ずご連絡をお願いします。

　　　　　宗教法人　天明寺

住　所　群馬県前橋市池端町５０３番地

電　話　027-252-1313

　　代表役員　鈴木辨望　　　印